

# **参議院選挙における政権公約に対する共通要請**

～分権・日本へ、確かな公約～

(概要版)

全国知事会

政権公約評価特別委員会

参議院議員選挙における政権公約に地方分権改革の推進等を明記することを、以下のとおり強く要請する。

**要請 1 . 地方分権改革の推進を政権公約の最重要項目として明確に位置づけ、「地方」に関する政策を、参院選の争点にすること。**

地方分権改革の推進を、政権公約の最重要項目として、明確に位置づけること。  
その上で、地方分権改革を力強く推進するためにも、地域間格差の是正、地域再生も、同様に政権公約の重要項目とし、「地方」に関する政策を参議院選挙の争点にすること。

**要請 2 . 第 2 期地方分権改革に対する基本方針を明確にすること**

政治主導で地方分権改革を推進する観点から、改革の基本方針を、明記すること。

( 1 ) 地方六団体と協議し、政治主導で改革を推進

( 2 ) 国と地方の役割分担の見直しと実質的な権限移譲

- ・「地方でできることは地方が担う」という原則のもと、役割分担を見直し、権限移譲を進める。
- ・国から地方への関与・義務づけ・枠付けの廃止・縮小、事務の執行基準を政省令ではなく、条例で決定できるようにする。

( 3 ) 税源移譲を含めた地方税財源の充実強化

- ・国から地方への税源移譲を行い、国と地方の税源配分を 5 : 5 にする
- ・税源移譲に対応し、国庫補助負担金の総件数を半減する
- ・国庫補助負担金を交付金化することは、地方の自由度の拡大につながらず、適切ではない。
- ・地方消費税の充実等により地域間の偏在性が少ない地方税体系にする

( 4 ) 「地方共有税」構想の実現

- ・地方交付税を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」とする。

( 5 ) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

- ・国民からもみえにくい国の地方支分部局を廃止・縮小する。

( 6 ) 地方行財政会議の法律による設置

- ・政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案・執行に反映させる地方行財政会議を設置する。

### 要請 3 . 地域間格差是正について、具体策を明らかにすること

地域間格差が固定化しては、地方の自立(自律)・責任・共生を重視する地方分権も、絵に描いた餅になってしまう。このため、国民の関心が高い地域間格差是正について、具体策を明らかにすること。その際、地域間格差是正は、あくまで地方分権改革の推進のために行うことを明確にし、地域間格差是正に名を借りて、中央集権が強まることがないようにすること。

(1) 中央集権構造の抜本的改革

(2) 地方税源の充実強化・地方税収の偏在是正

- ・ 国税と地方税の税源配分を5 : 5とする。そのため、地方消費税を充実する。
- ・ あわせて、地方税の応益負担や負担分任の原則等に配慮しつつ、税源偏在是正のため、国税と地方税の税体系のあり方、地方交付税原資としての税目のあり方、地方法人課税の分割基準のあり方、地方消費税の清算基準のあり方について検討する。
- ・ なお、ふるさと納税制度は、これらの課題と一体的に検討する。

(3) 地方交付税の財源保障機能・財源保障機能、法定率の堅持

(4) 小児科医・産科医の確保、所得再分配のあり方や、国家的プロジェクトとしての社会資本整備について、国の責任で方針を明確化

### 要請 4 . 地方自治体の実施主体となっている分野について、地方の自主性を尊重すること

国民の関心も高く、暮らしに密着している介護、医療、子育て、教育、産業振興の多くは、地方自治体の実施主体として、行政サービスを提供している。

こうした分野の政権公約について、実施主体である地方自治体の自主性・自由度を尊重することを基本に検討を行い、地方分権改革の流れに逆行しないこと。

### 要請 5 . 国における行財政改革について、国政を担う政党として明確な方針を示すこと

国においても、これまで独立行政法人化や、郵政民営化、政府系金融機関改革がなされているが、地方支分部局の廃止・縮小などは進められていない。また、国と地方の歳出削減を比較すると、地方の歳出削減がよりプライマリーバランスの改善に寄与している。そこで、国におけるさらなる行財政改革について、政治主導でその方針を示すこと。

その際、国と地方の二重行政の排除、地方に対する関与の廃止・縮小など地方分権改革を進めることこそが、国・地方を通じた最大の行財政改革につながることを強く意識すること。

#### **要請 6 . 道州制については、全国知事会の考え方を踏まえた内容とすること**

道州制については、単なる都道府県合併の延長で議論するのではなく、あくまでも地方分権を推進するとの認識のもと、国のかたちそのものを見直し、中央省庁の解体再編も含めた国と地方の双方の政府を再構築する内容とすること。

なお、道州制の議論に関わらず、まず第 2 期地方分権改革を着実に推進すべきであり、その旨明確にすること。

#### **要請 7 . 憲法改正論議への対応**

憲法改正を政権公約に明記する際には、地方自治の充実・強化の方針を内容とすること。

#### **要請 8 . 全国知事会と意見交換を行うこと**

この要請事項を踏まえ、政権公約の作成過程で、全国知事会と引き続き意見交換を行い、地方の意見を政権公約に反映させること。